

令和元年第2回住田町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年12月13日(金)午前10時開議

- 日程第 1 承認第1号
令和元年度住田町一般会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第1号
住田町簡易水道事業の設置等に関する条例
- 日程第 3 議案第2号
住田町下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第 4 議案第3号
水道施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第 5 議案第4号
下水道事業減債基金条例を廃止する条例
- 日程第 6 議案第5号
住田町空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 7 議案第6号
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第 8 議案第7号
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第09 議案第8号
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例
- 日程第10 議案第9号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号
住田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 2 議案第 1 1 号
住田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号
令和元年度住田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号
令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号
令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号
令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号
令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 発議第 1 号
国際リニアコライダー（ILC）の北上山地への誘致実現を求める意見書
- 日程第 2 0 閉会中の継続調査申出
（総務教民常任委員会）
- 日程第 2 1 閉会中の継続調査申出
（産業経済常任委員会）
- 日程第 2 2 閉会中の継続調査申出
（広報編集常任委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	水 野 正 勝 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	佐々木 春 一 君	6 番	村 上 薫 君

7番	阿部 祐一 君	8番	林崎 幸正 君
9番	菊池 孝 君	10番	高橋 靖 君
11番	菅野 浩正 君	12番	瀧本 正徳 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神田 謙一 君 教育 長 菊池 宏 君

副 町 長	横 澤 孝 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	熊 谷 公 男 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 修 君	企 画 財 政 課 長	横 澤 則 子 君
町 民 生 活 課 長	梶 原 ユカリ 君	保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 々 木 光 彦 君
建 設 課 長	山 田 研 君	農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	紺 野 勝 利 君
林 政 課 長	千 葉 純 也 君	教 育 次 長	伊 藤 豊 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田 英明 係 長 松本 円

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 議会の諸般報告。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 承認第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、10月に発生した台風第19号による避難所等の対応及び災害復旧に係るものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ48億6,716万円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2 ページ目をお開きください。

なお、詳細は5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2. 歳入をごらんください。

1 8 款繰入金3, 9 0 0 万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。
続きまして、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

なお、詳細は6 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3. 歳出をごらんください。

3 款民生費3 8 7 万円の増は、職員手当等3 2 3 万6, 0 0 0 円の計上が主なものであります。

1 1 款災害復旧費3, 5 1 4 万円の増は、土木災害復旧に係る重機借上料1, 4 6 0 万円、
公共用財産及び公共土木施設災害復旧工事費の計上が主なものであります。

1 4 款予備費1 万円の減は、予算調整によるものであります。

以上、令和元年度住田町一般会計補正予算（第5号）は、緊急を要するため議会を招集する
時間的余裕がなかったことから令和元年10月17日に地方自治法第179条第1項の規定により
専決処分を行ったものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6 番、村上 薫君。

○6 番（村上 薫君） 6 ページの1 1 款災害復旧費にかかわってお尋ねいたします。

3 年前の台風1 0 号のときの被害は、五葉の中沢川のほうに、地区にあったわけですが、
今回、また大量の洪水が出まして、擁壁を立派につくっていただきました。ただ、若干その
裏込めの土砂がですね、流出をしたりとか、その件は今後対策を考えるからよろしいかと思
うんですが、心配なのは、その流出によってすぐ杉の木立が、流木が植わっているところがあ
るんですが、地元の方々はその倒木をして、住民に危害のおそれが出るのじゃないかなとい
うふうに心配している向きもありますが、どのような対応を考えてるのかお尋ねをいたしま
す。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 土地の所有者と連絡調整を図りながら災害が起きないように対応
していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） そのようによろしく願いいたします。

それでは、県道とか国道は、県のほうで管理を常時してますからですが、町道に関してそういうふうな倒木等の危険性があるようなところというのは把握されてるかどうかお尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 常駐の職員が道路パトロール等をして随時伐採等をしているところであります。その都度把握してるというふうな状況でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和頑年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採択します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第1号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第1号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例について御説明いたします。

今回の条例制定は、令和2年4月1日より簡易水道事業に地方公営企業法、以下、法といいます。第2条第2項に規定する財務規定等を適用することに伴い、新たに住田町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定し、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する必要な事項を定めようとするものであります。

第1条は、簡易水道事業を地方公営企業として設置するものであります。

第2条は、簡易水道事業について法第2条第2項に規定する財務規定等を適用しようとするものであります。

第3条は、簡易水道事業の経営の基本並びに簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量について定めるものであります。

第4条は、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する重要な資産の取得及び処分は、予定価格が700万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡、または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とするものであります。なお、不動産の信託を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るとするものであります。

第5条は、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合の賠償額を10万円以上とするものであります。

第6条は、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち、公金の収納及び支払い、公金の保管に関する事務に係る権限について会計管理者に行わせようとするものであります。

第7条は、簡易水道事業の業務に関し負担つきの寄附または贈与の受領で議会の議決を要する金額は100万円以上のものとし、また法律上町の義務に属する賠償責任の額の決定に係る金額は50万円以上とするものであります。

第8条は、町長は、簡易水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成することとするものであります。

また、業務の状況を説明する書類には、事業の概況、経理の状況、その他経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項を記載するとともに、11月30日までの書類には、

前事業年度の決算の状況を、5月31日までの書類には、当該年度の予算の概況及び事業の運営方針を明らかにしようとするものであります。加えて、天災その他やむを得ない事故により、業務の状況を説明する書類を作成できなかった場合、町長は、できるだけ速やかに当該書類を作成するものとするものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

なお、この条例を制定することにより住田町簡易水道事業特別会計条例及び住田町簡易水道事業の設置に関する条例は廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回の簡易水道事業の設置に関する条例の制定は、会計の公営企業会計への移行に伴うものであるということで、この条例の中には、業務状況説明書類の作成の中で、予算と決算の状況も町長は報告しなければならないということで、明記になってるわけですが、これまでの特別会計と公営企業会計になった場合に、利用者なり運営管理でどのような点が変わるのか、その点をお聞かせいただければと思います。

第2点目は、これに伴い利用者の水道料金の点検、あるいは改定が今後見込まれるものかどうか、その考えをお聞かせください。

3点目に、これまで給水範囲の拡大、広げてほしいという要望等もあった、地域があったと伺っているわけではありますが、この機会に給水範囲を広げることも検討されればと思うわけではありますが、その点の見解をお聞かせ下さい。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 1点目は、利用者の運営管理という。

○5番（佐々木春一君） 事業運営での特別会計から公営企業会計に移行することでの変わる要点というか、そういうものがあれば。

○建設課長（山田 研君） 現在の官公庁会計から公営企業会計へ移行するわけでございますが、最も大きい点は、会計処理の方法が変わることになります。公営企業会計につきましては、複式簿記を用いた会計ということで事務のほうを進めるということになります。

公営企業会計の特徴といたしましては、財務状況が明らかになるということで考えてございます。

次に、料金改定の部分でございますけれども、まずは現在の官公庁会計から公営企業会計へのスムーズな移行ということを進めていきたいと考えてございます。公営企業会計が決算まで取りまとめが終わりますと、その財務状況等がはっきりした形で出てくるのかなあと考えているところでございます。その財務状況がきちんと見えた段階で、使用料、料金というのはどういう形が望ましいかということをもっと検討していきたいと考えてございます。もちろん経営も大切ではありますが、社会福祉的な役割も持っているものでございますので、その点も含めまして検討していくということになろうかと思っております。

あとは施設の拡大の件でございますが、現時点では施設の拡大は考えてございません。区域外の方には水道施設の整備補助金、充実したものに改定をしております。7割ということで補助のほう交付できる要綱になってございます。そちらを利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 最後の点の給水範囲の広げる点については、当初、事業で設置する範囲内で本当に隣接するところで加われなかったというようなことで、その当時住んでいる人と若い人がUターンして入って帰ってきてのその状況の判断で加わらなかったけれども、最近の生活様式の変化で簡易水道が入ればなという希望があったやに伺っておりますので、改めて自分で水道を設置するまでもない過程や範囲であったのではないかと思いますので、何かそれらへの対応のことは考えていく必要があるのではないかと思いますので、その点お願いします。

あと全国的にこの水道事業、国では民営化の方向に進んでおりまして、当初は住田町では民営化の方向は考えないということでありましたが、再度その点のところを確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 現在の簡易水道区域に近い方につきましては、個別に検討させていただきたいと考えてございます。民営化につきましては、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2点についてお伺いします。

水道施設整備基金、それから一般会計からの繰入金についてお伺いいたします。

今まで水道施設整備基金は、平成30年度末で1億6,125万5,000円ほどありました。これが公営企業会計で、どのような扱いになるのか、2点目はその30年度で一般会計からの繰入金が9,712万3,000円というふうになってるわけですが、公営企業会計では、これは町からの借入金とか、そういうふうな扱いになるのかどうかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） すみません。基金につきましては、これから議案として説明したいということで考えておりますけれども、廃止をいたしまして公営企業会計のほうの資金に活用させていただきたいということで考えてございます。

あとは一般会計繰入金の関係でございまして、現在の検討している会計の方法の予定としては、補助金、すみません、出資金というような形で処理したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 公営企業会計になると厳しくなっていくわけですが、そうすると繰入金については出資金ということですから返さなくていいと、借入金となると返さなければならぬということになります。そういうふうな理解でよろしいわけですね。

それから基金については、今回廃止して新たなということですが、そうすると今まであったお金ですので内部留保金とか、そういうふうな形になるということなんですか。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 今おっしゃったとおり、減価償却費等の内部留保金ということで考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 住田町簡易水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第2号 住田町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第2号 住田町下水道事業の設置等に関する条例について御説明いたします。

今回の条例制定は、令和2年4月1日より下水道事業に地方公営企業法、以下、法といたします。第2条第2項に規定する財務規定等を適用することに伴い、新たに住田町下水道事業の設置等に関する条例を制定し、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する必要な事項を定めようとするものであります。

第1条は、下水道事業を地方公営企業として設置するものであります。

第2条は、下水道事業について法第2条第2項に規定する財務規定等を適用しようとするものであります。

第3条は、下水道事業の経営の基本並びに公共下水道事業の処理区域、施設について定めようとするものであります。

第4条は、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する重要な資産の取得及び処分は、予定価格が700万円以上の不動産もしくは動産の買

い入れもしくは譲渡、または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とするものであります。なお、不動産の信託を除き土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限るとするものであります。

第5条は、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合の賠償額を10万円以上とするものであります。

第6条は、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、公金の収納及び支払い、公金の保管に関する事務に係る権限について会計管理者に行わせようとするものであります。

第7条は、下水道事業の業務に関し負担つきの寄附または贈与の受領で議会の議決を要する金額は100万円以上のものとし、また法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額は50万円以上のものとするものであります。

第8条は、町長は、下水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を明らかにする書類を5月31日までに作成することとするものであります。

また、業務の状況を説明する書類には、事業の概況、経理の状況、その他経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項を記載するとともに、11月30日までの書類には、前事業年度の決算の状況を、5月31日までの書類には、当該年度の予算の概況及び事業の運営方針を明らかにしようとするものであります。

加えて、天災その他やむを得ない事故により、業務の状況を説明する書類を作成できなかった場合、町長は、できるだけ速やかに当該書類を作成するものとするものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

なお、この条例を制定することにより住田町下水道事業特別会計条例は廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 住田町下水道事業の設置等に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 住田町下水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第3号 水道施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第3号 水道施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

水道施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例は、簡易水道事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することに伴い、住田町簡易水道事業の設置等に関する条例を新たに定めるため当該条例を廃止しようとするものであります。

附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 水道施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 水道施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第4号 下水道事業減債基金条例を廃止する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第4号 下水道事業減債基金条例を廃止する条例について御説明いたします。

下水道事業減債基金条例は、下水道事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することに伴い、住田町下水道事業の設置等に関する条例を新たに定めるため当該条例を廃止しようとするものであります。

附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 下水道事業減債基金条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 下水道事業減債基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第5号 住田町空き家等の適正管理に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第5号 住田町空き家等の適正管理に関する条例について御説明いたします。

今回の条例制定は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正な管理が行われていない空き家等が防災、衛生及び景観等の町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、町民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全で安心な暮ら

しの実現に寄与することを目的とするものです。

第1条は、条例制定の目的です。

第2条は、用語の意義を定義するものです。

第3条は、空き家等の所有者及び管理者の責務を定めるものです。

第4条は、町長の責務で空き家等対策計画に基づく空き家等に関する対策の実施等を定めるものです。

第5条は、空き家等対策計画の策定について定めるものです。

第6条は、住田町空き家等対策協議会について、第1項は協議会の設置について、第2項は委員の人数及び委嘱について、第3項は任期について、それぞれ定めるものです。

第7条は、協議会の運営の委任について定めるものです。

第8条は、空き家等の所在及び当該空き家等の所有者等を把握するための調査について、第1項は空き家等の調査について、第2項は必要限度における立入調査について、第3項は通知について、第4項は身分を示す証明書の携帯について、第5項は立入調査の権限について、それぞれ定めるものです。

第9条は、立入調査の範囲について、第1項は立入調査できる範囲について、第2項はその準用について、それぞれ定めるものです。

第10条は、情報の利用等について、第1項は目的以外の目的の内部利用について、第2項は関係団体からの情報提供について、それぞれ定めるものです。

第11条は、所有者等に対する助言、または指導について定めるものです。

第12条は、勧告について、第1項は助言、または指導を行ったにもかかわらず、適正な管理が行われていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができることを、第2項は勧告した内容を履行した場合の勧告の取り消しについて、それぞれ定めるものです。

第13条は、命令等について、第1項は勧告を受けた者が、勧告に係る措置をとらなかった場合において、必要な措置を講ずるよう命ずることができることを、第2項は意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会について、第3項から第6項は公開による意見の聴取について、第7項及び第8項は公示について、それぞれ定めるものです。

第14条は代執行等について、第1項は必要な措置を命ぜられた者が、その措置を履行しないときにおける行政代執行法に定める代執行等について、第2項はその公示について、それぞれ定めるものです。

第15条は、即時執行について、第1項は空き家等が緊急に措置を行う必要があると認めるときの最小限度の措置について、第2項は通知及び公示について、第3項は費用の徴収について、それぞれ定めるものです。

第16条は、関係機関との連携について定めるもので、第17条は、委任について定めるものです。

附則は、施行期日を定めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 空き家等の適正管理ということで、今後の進め方といたしますか、協議会をまず立ち上げて計画が策定され、この条項を見ますと、目的物の立入調査で助言・指導・勧告・命令・代執行と、こういうふうな流れになっていくわけですが、町長がその必要な措置をとるといって町が例えば代執行等を行った場合に、町のほうで立てかえて解体をするというふうなことになろうかと思うんですが、そういう場合ですね、現在、例えば所有者が不明であったり、相続放棄をしたとか、そういうことも考えられるわけですが、そういう撤去費用の回収というのは、どのように対応していく考えなのかお尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 所有者につきましては、法や今回定めようとする条例で、情報の利用に基づき調査することができるとなっておりますので、所有者についてはできる限り調査をしたいと考えております。

それから、相続放棄されたものにつきましては、大変難しい、対応が難しいと考えておりますけれども、国の基準に照らし合わせて大変危険であるということになれば、法に基づいて条例に基づいて順次対応していくことになろうかと思っております。その回収につきましては、非常に困難になろうかと考えております。その段階に至るまでに、例えば緊急に対応しなければならない場合には、即時執行という措置をとらせていただくこともあろうかと思っております。

まず、空き家対策につきましては、現在、その特定空き家と言われる状態になっている空き家に対する対策も大事だとは思いますが、それ以前に空き家を増やさない取り組みも合わせて両面から取り組んでいきたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 所有者不明とか、相続放棄となると回収が非常に困難ということになるわけですが、建物というのは土地の上にあるものですから、そうしますと建物についての解体費用はなかなか難しいとなると、価値があるかどうかというのもあるんでしょうけども、土地なんかの差し押さえも可能だということになるのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 土地に関しましては、この今回制定する条例の中では想定してないところでありますので、また、その解体した後の法に基づく措置になるかと思いません。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） ただいま、この空き家等の適正管理に関する条例の処理の流れについて6番議員のほうから質問があったわけでありましたが、これまで国の特別措置法によっての対応ということで、町として一步空き家の管理について踏み込むということになると思うんですが、その意味では今所有者等の責務というところの点検がやっぱり今指摘があったとおり大切だと思いますので、そこら辺の具体的な取り組みの方針、そして、その後の空き家等の対策計画という流れを周知していくことが大事ではないかと思うんですけども、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 所有者の責務という議員からのお話でありましたけれども、現在、空き家バンク、企画財政課のほうで空き家バンクという事業も行っておりますし、町民生活課の窓口のほうでは、世帯全員で転出される方の今後の家屋の管理のあり方についてのアンケート調査もとらせていただいております。

計画を町で空き家の計画を策定することによって、それを周知することによって、所有者の方自らが空き家の適正な管理について考える機会になっていただければというふうに考えておりますので、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そうした面では、いずれ財産を管理処分するという分で法的にかかわることや、あるいは空き家を処分するに当たっては、それらを解体処分するなど費用の積算というふうなことも起きてくるんで、そういった意味では、この対策協議会の委員の構成

にも大事な役割が出てくるのではないかと思いますので、この協議会の委員をどのような方々を配置するお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 協議会の委員につきましては、町長や地域住民の方、それから議会の議員の方からも入っていただきたいと考えておりますし、そのほか専門的な知識として法務や不動産、建築、それから福祉や文化など、さまざまな機関の方々を構成員として考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 住田町空家等の適正管理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 住田町空家等の適正管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
について提案理由を説明いたします。

会計年度任用職員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い当該職員の任用等に関する制度を新設し、その処遇や給付について規定することが必要であることから、本条例を制定しようとするものであります。

第1条では、条例制定の趣旨を定めようとするものであります。

第2条では、会計年度任用職員に対する給与について定めようとするもので、第1項では給与の種類を、第2項では支払いの方法を、第3項では公務上の費用弁償の考え方について定めようとするものであります。

第3条から第7条までについては、フルタイムの会計年度任用職員の給料等について定めようとするものであります。

第3条では、規則の基準に従い給料の額を定めようとするものであります。

第4条では、給与条例で定める職員の例により手当の額及び方法について定めようとするものであります。

第5条では、給料の端数処理の算出方法について、第6条では、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について定めようとするもので、第1項では時間外、休日、夜間勤務についての支給額の計算方法を、第2項では減額する場合の計算方法について定めようとするものであります。

第7条では、給料を減額する場合とその計算方法について定めようとするものであります。

第8条から第14条までについては、パートタイムの会計年度職員の報酬等について定めようとするものであります。

第8条では、報酬について定めようとするもので、第1項では勤務態様に応じ定めることを、第2項では月額報酬額の計算方法を、第3項では日額報酬額の計算方法を、第4項では時間報酬額の計算方法を、第5項では基準月額の規定の特例について定めようとするものであります。

第9条では、時間外勤務に係る報酬手当について定めようとするもので、第1項では支給について、第2項では区分ごとの支給額の計算方法を、同項各号では時間外勤務の区分を定めようとするものであります。第3項では、振替日に係る支給と区分ごとの支給額の計算方法について、第4項では月60時間を超える勤務の場合の支給額の計算方法について、同項

各号では乗率について定めようとするものであります。

第10条では、夜間勤務に係る報酬について定めようとするもので、第1項では支給について、第2項では第13条に規定する時間報酬に対する支給額について定めようとするものであります。

第11条では、休日勤務に係る報酬について定めようとするもので、第1項では支給について、第2項では区分ごとの支給額の計算方法と乗率を、第3項では休日勤務命令に係る報酬の支給について定めようとするものであります。

第12条では、前9条から11条の規定の報酬における端数処理について定めようとするものであります。

第13条では、同様に前9条から11条の規定における勤務1時間当たりの報酬額について定めようとするもので、第1項第1号では月額報酬に係る時間当たりの報酬額の計算方法等について、同項第2号では日額報酬に係る計算方法を、同項第3号では時間額報酬に係る計算方法を定めようとするものであります。第2項では次条第14条の規定における減額の場合の勤務1時間当たりの報酬額について定めようとするもので、第1号では月額報酬に係る計算方法を、第2号では日額報酬に係る計算方法について定めようとするものであります。

第14条では、報酬の減額について定めようとするもので、第1項は月額報酬に係る減額について、第2項では日額報酬に係る減額について定めようとするものであります。

第15条から第17条までについては、会計年度任用職員の期末手当について定めようとするものであります。

第15条では、期末手当について定めようとするもので、第1項では基準日と支給について、第2項では区分ごとの乗率について、第3項では基礎額について、第4項では規則への委任について定めようとするものであります。

第16条では、期末手当を支給しない場合について、第1項各号において定めようとするものであります。

第17条では、手当の一時差しとめについて定めようとするもので、第1項各号では差しとめができる場合について、第2項では申し立てについて、第3項各号及び第4項で差しとめ取り消しの場合について、第5項では説明について、第6項では規則への委任について定めようとするものであります。

第18条では、給与及び報酬の支給日について定めようとするものであります。

第19条では、休職の場合の規定について定めようとするものであります。

第20条では、給与からの控除について給与条例を準用することについて定めようとするものであります。

第21条では、通勤に係る費用弁償について定めようとするもので、第1項では支給について、第2項の支給、返納については、給与条例を準用することについて定めようとするものであります。

第22条では、公務旅行に係る費用弁償の支給等について定めようとするもので、第1項では支給について、第2項では給与条例を準用することについて定めようとするものであります。

第23条では、特任職員の給与については、別に定めるものとしようとするものであります。

第24条では、単純労務者の給与の種類と基準を定めようとするもので、その基準を規則に委任しようとするものであります。

第25条では、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任しようとするものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） これまでも、役場で働く臨時職員や嘱託職員、数多くありましたので、特に資格や技能を有する職員を雇用する場合には、臨時でなく期限付きの任用職員としての雇用とか、そういうふうなことを検討をしていただくということで、これまでも取り組んできたところなんですけども、今回、この会計年度の任用職員のかかわる条例が設置になって本当は本来であれば必要な業務については正職員化をしていくべきとは思っておりますが、とりあえず一歩進んだ処遇改善ということで確認しますが、給与及び費用弁償にかかわることですので、その中身の任用形態とか、勤務時間について確認をさせていただきたいと思います。

一つは会計年度任用職員のパートタイムで雇用する場合の職員の事務の内容と、あとは勤務時間といいますか、それはどのように設定になるものか、それとフルタイム雇用の場合に

ついて、どうなってるか、その点のところお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 事務の中身でございますけれども、パートタイム、フルタイムによつての区分というものは、ございません。違いがあるのは、勤務時間の違いということになります。フルタイムの場合については、我々一般職員と同様の勤務時間ということになります。パートタイムにつきましては、2通り70時間、失礼しました、週30時間、1日6時間掛ける5日という働き方と、あとは1日7時間という働き方について想定しております。これにつきましては、さまざまな働き方を望む方に対応するためという部分もございますので、いろんな働き方の形態というものを用意したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今の答弁ですと、およそ今回県でも会計年度任用職員制度を設けるということで大方同じなのかなというふうに思いました。それで、町では今後この任用職員を採用するに当たっての任用手続はどのように考えているかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） これからでありますけれども、ただいま当初予算編成の作業を行っております。それが、出るという段階で来年の年を越して1月には、公募作業を始めたいというふうに考えております。ハローワーク、ホームページ、フェイスブック、住田テレビ等での募集を開始したいと考えております。2月には選考という形での手続を進めたいと。そして4月1日からは正式な任用というところで考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） これまでの臨時とか嘱託ですと雇用の任用の中断期間があったと思うんですけども、今度の任用職員は、その点はどのように考えているか、お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 1カ月休みということで、制度上設けなければいけないところがありましたけれども、この会計年度任用職員については、1カ月休みというものがなくて、1年通して働いていただけるというところであります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今回の改正というのは、政府の非正規労働者の待遇改善を含む働き方改革というのが背景にあるわけですが、今回の改正で臨時、あるいは非常勤職員にもボーナスが支給することができるということになったわけですが、まず現状の把握をしたいと思いますので、現在の町の職員数とそれから非正規職員の数、非正規職員はどのような職種で多いのかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） ことしの4月1日時点の職員数でありますけれども、109人というところであります。今現在の臨時、非常勤の方の数につきましては、動いてる部分があるんですけども、おおむね50人というところでございます。

以上であります。

職種につきましては、一般事務の職員がでございます。あとは保育士さん、保育補助さん、あと現在ですと保健師さんと、あとは調理師さん、あと道路維持の関係、あとは集落支援員さん、地域おこし協力隊さん、社協指導員さんと教育コーディネーターさんとか、きめ細かな学校の職員とか、そういった形であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今お聞きしますと、一般、正規の職員が109名、非正規の方が50人ぐらいと、約正規の方の半分ぐらいを占めて御活躍をさせていただいてるということでありまして。そこで、非正規の職員の方の一番のその不安というのは、1年単位での有期雇用なわけですね。その雇いどめみたいな状況にも遭遇したりもするわけですが、そこで私は、今までも提案をさせてきていただいているんですが、例えばその有能な方ですね、こういう方はぜひいてほしいとかいう方はですね、経験豊富なその非正規職員などの正規としての登用する、できる仕組みというのが考えられないのか、もう一点は、陸前高田市と今各自治体で進めている行政事務の包括的業務の一括委託というふうなことがあるわけですが、こういうふうなところを通じながら雇用を安定させて、生きがいのある働き場につくっていくということが大事なんじゃないかというふうに思いますが、私の提案も含めてどのようにお考えでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 働く場の確保ということの御質問でございます。

制度上、1年単位での任用ということになりますので、その辺については御理解をいただ

くというところになろうかと思っております。全ての業務について正職員で対応するという
ことについては、労働条件については理想的なことだと思いますけれども、さまざまな要因
を考えますと、なかなかそうともいかないというのは御理解いただけるものと思ってお
ります。

あと登用の考え方につきましては、さまざまな御意見承知しておりますけれども、慎重に
整理して進めないといけない部分かなということで考えてございます。

あと3点目の包括委託の関係につきましては、職員の数、あとは財政的な部分と業務の見
直しとかそういった部分で陸前高田市さん等については進められているというふうに承知し
ております。限られた人数で、限られた資源で、限られた時間で業務をこなさなければいけ
ないということを考えますと、そういった包括業務の委託というのは一つ手段としてあると
いうふうには考えております。本町に至っては、まだ議論は進んでませんけれども、そうい
ったことも含めてこれから検討するというところでありませう。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 町長に行政事務の一括業務委託ですか、前にもちょっと御質問させて
いただいたことがあるんですが、町長は今どういうふうに捉えておるのでしょうか。いろんな
自治体で町長は全国首長会議とか、いろんな研修があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 先ほど総務課長申し上げたとおりでございますけれども、いずれ技術的
な部分の進化、AI等々の活用等もだんだん技術も変わってきております。そういう部分も
含めながらですね、どれがいい形なのかという部分を検討していかなければいけないという
ふうには思っております。

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（瀧本正徳君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、以下の3つの条例について一括して一部改正しようとするものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員が創設されたことなどに伴う改正であります。

対照表により御説明いたします。

第1条は、住田町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正であります。第3条の減給の効果について、パートタイム会計年度任用職員について報酬を減額対象にしようとするものであります。

次に、第2条であります。第2条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。これにつきましては、引用条項の改正に伴う条文の整理であります。

次に、第3条であります。第3条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。第3条の報告事項にパートタイムの会計年度任用職員を含めないことを規定しようとするものとする改正であります。

次に、附則であります。施行期日を令和2年4月1日と定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第8号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第8号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について提案理由を説明いたします。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が6月に整備されたことに伴い、以下の2つの条例について一括して一部改正をしようとするものであります。

改正の内容は、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限している規定について見直しを行おうとするものであります。

対照表により御説明いたします。

第1条は、住田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。左側の欄、改正前の第5条、欠格条項の第1号、成年被後見人または被保佐人についてを削除し、2号以下を1号ずつ繰り上げようとするものであります。

第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第15条の改正につきましては、条ずれ及び文言の整理でございます。

次に、第2条につきましてはであります。下水道条例の一部改正であります。

第8条、指定の申請、第2項第1号の改正は引用条文の整理であります。

第10条の指定の基準、第4号の改正は、成年被後見人の欠格条項を削除し、改正前のエをオに繰り下げ、新たにエとして個別実質的に判断する内容に整理しようとするものであります。

次に、附則でございますが、第1は施行期日であります。施行期日を令和元年12月14日と定めようとするものであります。

第2は経過措置であります。この条例施行の日前に行われた処分等の効力については、従前のおりとしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、大きく第1条、第2条、第3条、第4条に分けております。

第1条におきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の整備に伴うもので、成年被後見人等に係る欠格条項などの権

利を制限している規定について見直しを行おうとするものであります。

第2条におきましては、岩手県人事委員会による令和元年度の勧告によるものであり、県では県議会12月定例会に関係条例の改正案を提案しておりますが、本町としても県に準じて本条例の改定部分について一部を改正しようとするものであります。

第3条におきましては、同じく通勤手当部分について一部を改正しようとするものであります。

第4条におきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により会計年度任用職員制度の新設に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、対照表により御説明をいたします。

まず、大きな第1条の改正であります。この改正は、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限している規定について見直しを行おうとするものであります。

対照表により御説明いたします。

1ページをごらんください。

改正前の第20条、期末手当の第1項及び第4項、左側の欄、下線部、欠格条項による失職事項について削除しようとするものであります。第20条の2、第1項は文言の整理であります。同じく第2号は、欠格条項による失職事項について削除しようとするものであります。

次に、2ページ目にかけての第20条の3、各項各号につきましては、文言の整理であります。

次に、3ページにかけての第21条、第1項及び第2項第1号、第25条の第8項であります。欠格条項による失職事項の削除と引用条項について改正しようとするものであります。

次に、大きな第2条の改正であります。この改正は県人事委員会の勧告に準じた給与改定等の改正についてであります。

3ページ目中ほどをごらんください。第5条、第7条の2、第7条の3、第8条、4ページ目の第10条第2項、第10条の3、第1項、第2項、第3項、5ページ目の第12条、第16条、第18条、6ページ目の第22条第2項、第23条第1項第1号、同じく第2号及び同条第2項第1号の改正につきましては、文言の整理であります。

次に、20ページ目にかけての別表第1、行政職給料表及び別表第2のア、医療職給料表(1)、同じく別表第2のイ、医療職給料表(2)についてであります。左側改正前の表

中の下線部分を右側改正後の表中下線部分に改めようとするものであります。

次に、大きな第3条の改正であります。

この改正は、同じく通勤手当の改正であります。

対照表により御説明いたします。

20ページをごらんください。

第10条の2、第1項、各号の改正は文言の整理であります。

同条第2項第1号の改正は、交通機関を利用して通勤する職員の支給限度額を2万3,610円から5万5,000円に引き上げようとするものであります。

次に、21ページにかけての同条同項第2号の改正は、自動車等で通勤する職員の支給限度額を1万2,100円から28,300円に引き上げようとするものであります。

次に、同条同項第3号の改正は、公的機関と自動車等で通勤する職員の支給限度額を2万3,610円から5万5,000円に引き上げようとするものであります。

同条第3項及び第5項の改正は、文言の整理であります。

次に、大きな第4条の改正であります。会計年度任用職員制度の新設に伴い、一部を改正しようとするものであります。21ページ目の第1条及び22ページ目の第26条中に会計年度任用職員を除く規定をしようとするものであります。

第24条につきましては、非常勤職員の給与の規定を削除しようとするものであります。

次に、附則でございます。第1項及び第2項は、施行期等を定めるものであります。第1項において、この条例は、令和元年12月14日から施行しようとするものであります。ただし第3条及び第4条の規定については、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。第2項において第2条に規定する給料表の改定は、平成31年4月1日から適用しようとするものであります。第3項は適用日前の異動者の号給の調整、第4項は改正前に支給された給与については、内払とみなす、第5項につきましては施行に関し必要な事項は規則で定める、規則への委任についての規定であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第10号 住田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君

○総務課長（熊谷公男君） 議案第10号 住田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について提案理由を説明いたします。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の整備に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員の規定の整備並びに成年被後見人に係る欠格条項などの権利を制限している規定について見直しを行おうとするものであります。

対照表により御説明いたします。

第3条第3項は文言の整理であります。同じく第5項は、会計年度任用職員の休職の効果

について規定しようとするものであります。

第5条は、成年被後見人等に係る規定の見直しに係る引用条項、文言の整理であります。

附則でございます。施行期日を定めようとするもので、第3条の施行期日を令和2年4月1日と、第5条の施行期日を令和元年12月14日と定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 住田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 住田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第11号 住田町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第11号 住田町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の一部改正は、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されたことに伴い、住民票の記載事項として旧氏が定められたことから印鑑登録証明書にも旧氏を併記することができるよう所要の改正をするものです。あわせて性別にかかわりのない男女共同参画社会の実現を図ることを目的に印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の記載事項から性別表記を削除するものです。

新旧対照表により御説明いたします。

1ページ、第2条第1項は文言の整理であります。

1ページ、第4条第4項第3号、第5条第2項第1号及び第2号、第9条第1項、2ページ第13条第2項、第15条第1項第1号は、それぞれ印鑑登録及び印鑑登録証明書に係る氏に旧氏を追加するものです。

1ページ、第4条第4項第5号は、印鑑登録原票の記載事項から、2ページ第15条第1項第3号は、印鑑登録証明書の記載事項から、それぞれ男女の別を削除し、号を順次繰り上げるものです。

附則としてこの条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 住田町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 住田町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

新旧対照表により説明いたします。

第15条は、償還等について定めるもので第3項は償還金の支払猶予が法律に規定されたことや償還免除の対象範囲の拡大などの措置が講じられたことに伴い、引用条項の整理をするものです。

第17条は、支給審査委員会の設置についての規定を加えるもので、第1項は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことについて、第2項は、支給審査委員会の委員を町長が任命することについて、第3項は支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定めることについて、それぞれ規定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第13号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第
6号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第13号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第6
号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,979万5,000円を
減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,736万5,000円とするものであり
ます。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2. 歳入をごらんください。

13款使用料及び手数料50万円の減は、空き家活用住宅使用料の減によるものであります。

14款国庫支出金511万1,000円の減は、過疎地域等自立活性化推進交付金600万円の減、母子保健衛生費国庫補助金68万5,000円の増が主なものであります。

15款県支出金2,356万2,000円の減は、経営体育成支援事業費補助金300万円、森林環境保全直接支援事業費補助金1,225万9,000円の減が主なものであります。

18款繰入金5,000万円の減は、財政調整基金繰入金の減によるものであります。

20款諸収入387万8,000円の増は、地域情報通信基盤施設移設等保証金335万9,000円の増が主なものであります。

21款町債2,450万円の減は、空き家活用住宅改修2,050万円、消防屯所整備2,710万円の減、公共用財産災害復旧2,210万円の計上が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3. 歳出をごらんください。

1款議会費108万円の減は、職員人件費の減によるものであります。

2款総務費5,103万9,000円の減は、庁舎外部塗装工事費、空き家活用住宅改修工事費、参議院選挙等の選挙関連経費948万3,000円の減が主なものであります。

3款民生費1,399万1,000円の減は、子育て支援医療扶助費300万9,000円の増、臨時保育士等賃金及び社会保険料729万5,000円、職員人件費1,098万1,000円の減が主なものであります。

4款衛生費233万2,000円の減は、健康管理システム改修委託料の計上、職員人件費336万1,000円の減によるものであります。

6款農林業費1,686万6,000円の減は、おがくずリサイクル施設解体工事費、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業費補助金730万5,000円の計上、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。

7款商工費11万8,000円の増は、ふるさと納税返礼品代126万円の増、職員人件費114万3,000円の減が主なものであります。

8款土木費78万9,000円の増は、町営住宅維持修繕工事費の減、職員人件費245万5,000円の増が主なものであります。

9款消防費2,647万8,000円の減は、消防屯所敷地造成の関連経費の減が主なものであります。

10款教育費59万6,000円の減は、印刷製本費42万3,000円、派遣指導主事負担金80万円の増、職員人件費202万4,000円の減が主なものであります。

11款災害復旧費1,161万2,000円の増は、公共用財産災害復旧工事費の増によるものであります。

14款予備費11万8,000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、繰越明許費を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、地域情報通信基盤施設放送機器更新事業は、実施期間に日数を要するため繰り越しし、予算執行を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正を第3表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

今回の補正は、追加であります。医療費給付システム使用料を追加しようとするもので、期間は令和2年度から6年度まで、限度額は257万4,000円であります。

次に、地方債の補正を第4表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

今回の補正は追加、変更及び廃止であります。追加は、公共用財産災害復旧事業で限度額は2,210万円であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

変更は、過疎地域自立促進事業で100万円を増額し、1億1,220万円にしようとするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

廃止は、空き家活用住宅改修事業2,050万円、消防屯所整備事業2,710万円であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点伺います。

1点目、14ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目地域情報通信推進費、8節報償費、マイナス7万円及び9節旅費マイナス27万円について伺います。地域情報通信基盤施設利活用等検討委員会委員報償費となっていますが、町にとって重要な検討委員会において、どの程度欠席者が出たのでしょうか。

2点目、20ページ、6款農林業費、1項農業費、4目畜産振興費、19節負担金、補助金及び交付金、プラス730万5,000円について伺います。これは、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業費補助金で新規、今年度だけの事業ということですが、どんなことへの補助なのでしょうか。

3点目、21ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、8節報償費、プラス126万円について伺います。これは、ふるさと納税返礼品代ということですが、そうすると住田町へのふるさと納税が好調で予想以上にふえているという捉え方でいいのでしょうか。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、1点目と3点目についてお答えいたします。

1点目の地域情報通信基盤施設の利活用の検討委員会の報償費に関してでございますけれども、御承知のとおり、昨年10月からことしの9月まで検討委員会を計6回開催しております。費用弁償、旅費等につきましては、有識者と放送事業所の方々に支払いをしているものでございます。その中で、どの程度欠席があったのかということでございますけれども、具体個別に誰が何人ということをここで申し上げることは、なかなか難しいところですが、有識者の方で欠席される方が何人かおられたというような状況になっております。おむね常時9割方の出席率であったというふうに捉えてございます。

それから、3点目のふるさと納税の関係でありますけれども、返礼品の増額ということに合わせまして、令和元年度現在の状況は、255件724万5,000円の寄附がありました。平成30年度の実績が件数で157件でございますので、金額的には平成30年度の実績よりはまだ少のうございますけれども、件数からすると既に平成30年度の実績を100件ほど上回っているというような状況になってございます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 私からは、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業について御説

明いたします。

どのような事業かということですが、現在ヨーロッパ、ロシア、それから東アジア地域で蔓延しておりますアフリカ豚コレラに関しては、日本への感染拡大が心配されている状況にあります。このため日本への感染拡大をさせないため、養豚事業者が行う防護柵ですね、防護柵の設置に対し国では2分の1、岩手県では4分の1の支援をするということが決まっております。このことから、本町としても8分の1の支援をするということで今回要求するものであります。

なお、養豚事業者全てが防護柵の設置に取り組むことになっておりますので、1年間の事業で取り組むというような条件になっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） では1点目について伺います。

この地域情報通信基盤施設利活用等検討委員会ですけども、計6回検討を終えたということで補正を出したというようなことも伺っております。そこで最終的に、この委員会でどのような検討内容がなされて、どう町政に役立てていくことになるのでしょうか。

それから2点目について、イノシシ対策の金網のようなものをやるということで、私は何かワクチンとかやるのかなと思ったんですけど、そういう防護柵ということなんですが、それから国が2分の1、県が4分の1、町も8分の1ですか、出すというようなことのようにですけども、それでは、町内の事業者の数とそれから守られた豚というんですかね、その頭数についてお答えいただければと思います。

それから3点目、ふるさと納税について、現在どのような返礼品が好評で町へのふるさと納税に貢献しているのか伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、1点目についてお答えさせていただきます。

情報通信基盤施設利活用等検討委員会では、防災、医療介護福祉、農業、教育、林業、交通と大きく6点の項目について通信基盤がどのように生かされるかという点について検討を進めていただきました。その中でも喫緊の課題であります防災、医療介護福祉のあたりを重点的に専門家の先生方に御意見をいただいて今後活用のあり方としてこういう方法、方向性が高いですねということが今回の報告書に取りまとめられております。この報告書をもとに新年度、具体的にどのようにアクションをしていくかという計画を立てて実行にしていきたい

いというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） アフリカ豚コレラの対策についてでありますけれども、先ほどワクチンの話がありましたが、アフリカ豚コレラにはまだワクチンができてないという状況になっております。町内の事業者数ということですが、4社1個人で飼養頭数については約3万5,000頭という状況であります。

それから、ふるさと納税返礼品についてでありますけれども、どのようなものが好調なのかということですが、鳥、豚の精肉や加工品が多くなっておりますし、そのほかには米、アツモリソウの苗というところが好調というところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点だけ。2点目のアフリカ豚コレラのことについて伺います。

原因は、イノシシが温暖化でどんどん北上してきていることも要因じゃないかなというふうに思うんですけども、対症療法的にやるのもいいんですけども、広域で南部のほうとか南のほうで食いとめる方策を考えるべきではないかというふうに素人考えで思ってるんですけども、どうでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 今回、イノシシを何とか防ごうとしているのは、旅行者ですね。

日本に対して、さまざまところから旅行者が来ます。保菌したまま、菌を持ったまま来られる可能性がある。特に、来年はオリンピック等もありますので、ものすごい数の外国人がいらっしゃるということになりますので、その場合にその菌が持ってきたものから感染が拡大する可能性があるということで、今、日本にはアフリカ豚コレラに感染したイノシシは現在発見されてはおりませんので、どちらかという、そういうほうを防ぐ必要があるのかと考えております。それで県に対しましても、県は国に対しても、外国人からの感染拡大を防ぐような取り組みということをやっているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、第1点目は、歳出の14ページのところに、2款の総務費、1項の総務管理費の企画費の中に委託料、工事請負費で空き家活用住宅改修工事費、委

託料で275万、それから工事請負費で2,850万という減額になっております。本日、条例も制定になったわけでありまして、財源措置して今後の空き家活用について町民にいい情報を発信できるということで予算の段階で期待しておったわけでありまして、今回このように大幅に減額になった理由についてお伺いいたします。

それから2つ目は、ただいま2番議員が取り上げました20ページのアフリカ豚コレラの侵入防止、侵入対策の関係であります。いずれ去年の9月に国内で26年ぶりの豚コレラが発生が確認されたことありまして、その後、豚コレラのウイルスを媒介するのは野生イノシシ対策だということで、その対策を軸に蔓延防止ということで取り組むとともに感染予防のためにワクチン接種が10月25日からもう始まっておるわけでありまして。全国的な取り組みということで実施されて、当町においても国の予算化に伴って野生イノシシ対策の強化の包括的な対応ということで防護柵、侵入柵の設置に補助するということになったんだらうと私は判断します。それで、既にその防護柵を設置している先進的な農場もあるというふう聞いておりますけれども、それらを含めてこの事業導入の基準をどう考えているのか、お伺いいたします。

3つ目は、22ページに9款の消防費、1項消防費の中での消防施設費で委託料、工事請負費、委託料では909万2,000円、工事請負費では1,587万2,000円ということで減額になっております。工事予定を組んでおったわけでありまして、年度途中、消防の再編整備等の協議もあつて建設事業を見直さざるを得ないというようなことで減額になったとも伺っているわけでありまして、その再編整備、あるいは今後のこういう消防施設整備に当たっての今検討している内容についてお聞かせいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私からは、1点目の空き家活用住宅の改修についてお答えをいたします。

御承知のとおり、昨年度、国の事業を活用しまして空き家を3戸、改修をして2戸貸し出しをするというような事業を展開をいたしました。実態としては、2戸については、幸いにも住宅に住んでいただける方が決まりまして、きちんとマッチングをして今現在、貸し住んでいただいているような状況があります。その国の事業を3戸以上改修するという事業でありましたけれども、その事業を進める中で、国の補助金の上限400万の2分の1という中で、空き家が古ければ古いほど町の持ち出しが多くなるというような実態、それから住みたいという方のニーズとのマッチングというあたりが難しいという課題が見えてきました。

今年度に当たりまして、計画としては同じように国の事業を使って改修をというふうには考えていたんですけれども、国の事業の採択にならなかったという理由が一つあるのと、その町の持ち出しとその貸し出しのバランス、あるいは住民の住みたいという人のニーズのバランスをどのようにとっていくかということで、今年度は1戸のみ改修することにした結果、減額することになりました。

また一方で、空き家バンクへの登録件数も減ってきておるという状況と空き家の相談件数が震災後ふえていたんですけれども、平成29年の52件をピークに本年度に至っては、実際に相談があったのが10件、空き家の内覧会に来た方が8件ということで20件ほどまでに相談件数が落ち込んでいるというような状況もあって、空き家の改修については相対的にそのあたりのバランスを見ながら今後の計画を進めていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 支援の基準という部分のお話でありますけれども、国、・県で支援を決定した、国のほうで支援を決定した時期よりも早いものについては、県のほうを確認しましたところ、支援はちょっとできないという回答をもらっているところであります。ただ、町も同じような考え方をするのかにつきましては、今後感染を拡大しないようにするための事業ということを考えながら、要綱等を制定してまいりたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 消防施設費の関係でございます。議員御質問のとおり、今年度におきましては、第6分団第2部について整備を進めようというところで当初措置をさせていただいたところですが、消防等組織の関係で見直しが必要だという消防団側からの申し出もございましたので、これについてはやらないというところではなくて、保留という形で考えてございます。その検討が進んだ中で、どの段階でどういった整備が必要かという時点で改めて予算措置については検討させていただくというところでございます。全体的な消防施設の整備計画ということの御質問でありますけれども、非常備消防につきましては、消防自動車、あるいは防火水槽といったものについて開発計画等にも搭載しております。それについては順次対応してまいりたいと。あわせて消防組合における施設整備の部分について、そういった部分トータルで財源の裏づけ等も含めながら措置させていただくというところにしております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 空き家の改修、利活用のことについては、都市からの、東京人口23区からの移住者の定住の奨励地も予算化しておったんで、それと合わせた形で利用が進むのではないかと期待したわけでありまして、国の行政基準とか、こちらの対応のところで進まなかったということではありますが、いずれそこを計画的に進めないと、せっかく予算化して減額になると今後の次の総合事業、総合計画にも影響するのではないかと思いますので、今後の見通しについてお伺いいたします。

あとイノシシについては、ぜひ、これ外部からの侵入で、みずからの管理不行き届きでこういう病気が侵入、蔓延するものではありませんので、できるだけこの豚コレラ封じ込めのために取り組んでいる農場については、農場負担がないような形で考えていくことが必要だろうと思います。

あと東京にある養豚農場は、いずれも原種豚を生産する農場でありますから、いざ侵入されると大きな影響、あるいは事業から撤退しなければならないというふうな事態にも及ぶことが懸念されますので、いずれ事業者間の連携をとりながら早期に防御対策に取り組めるように情報交換しながら対応していただきたいと思いますが、その辺の見解をお聞きします。既に事業実施しているところには、ぜひ町単でもアルで援助する方向で検討をお願いします。

消防設備については、わかりましたけれども、いずれ団員の確保等で団員各部苦勞しているところが実情は、わかりますけれども、防災等のことを考えていくと最小限消防組織を維持していくことが大事であると思いますので、この施設整備の計画とあわせて団員確保の啓蒙にも取り組んでほしいなというふうに思いますが、その点の心構えをお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） ここで、5番、佐々木春一君の再質問に対しての答弁を保留し、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に保留いたしました5番、佐々木春一君の再質問に対する答弁を求めます。
企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私からは、1点目の空き家活用について、今後の計画、方針という部分についてお答えいたします。

午前中の答弁でも申し上げましたとおり、空き家活用住宅について、さまざまな課題がございます。現状の中では、都市部からのUターン、あるいは町内での世帯分離などというニーズがあるかというふうに思いますし、近隣市町村へ復興支援などで来て住田町に居住される方というようなJターンの感じの方がおられると思いますけれども、割合的には世帯分離の方、あるいはJターンというような方が多く、ストレートに住田町に移住するという件数は少ないかなというふうに見てございます。近隣市町村沿岸部で住宅の整備が進んだ影響もあって、本町への空き家の問い合わせが少なくなっているかなというふうに見てございます。そのような状況の中で、空き家の活用を進める場合に、ミスマッチが起きないようにどう進めるかというところを今見てございます。

今後につきましては、昨年度の空き家活用住宅については、町のほうで修繕をして、その後内覧をして入る方を募集するという形をとっていたんですけれども、来年度からにつきましては、できるだけマッチングがうまくいくように改修前からこのように改修する、この家をこのように改修するけれども借りる方はいませんかというような形で募集をしながら、改修した家屋がきちっとマッチングして、きちんと住めるような環境づくりを進めながら空き家の利活用を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 2点目のアフリカ豚コレラの事業についてですけれども、事業の推進についてですけれども、防護柵の設置は、それぞれの事業者で取り組みが始まっている段階でありますので、できる限り早い設置について情報共有をしながら町としても進めてまいりたいというふうに考えております。

設置が完了している方への支援についてですけれども、関係機関と協議しながらできる支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 消防団員確保につきましては、地元消防団、あるいは消防団本部等、大変な御尽力をいただいているということで理解をしております。消防団につきましては、地域防災力の中核ということでございます。今後におきましても、今もさまざま消防団員顕彰制度とか協力事業所の顕彰制度とかそういった部分について進めておりますけれども、改めてそういった部分、地域の防災力のかなめとなる消防団員の充実確保というものは必要

でありますので、団員として考え方、さまざま課題等あるというふうに思っております。隊員の方々は郷土愛というものが必要なんだろうなという部分でございます。消防分野のみならず各分野において、そういった地域コミュニティーを高める活動というものは必要なんだろうなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 最後に、空き家の件、利用の件だけではありますが、これまでも空き家バンクなり、空き家を移住する希望の方が、自ら探し求めて、そして所有者と契約をして自ら改修、改善をしながら住み着いている事例もございます。そういったことで現在ある空き家バンク制度、それから住田町が進める住宅のリフォーム、改修助成事業等とうまく整合性をとりながら空き家の利活用等も含めて包括的、総合的に運営できるような施策を進めるべきと考えます。いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議員おっしゃるとおりだというふうに捉えてございます。昨年、今年と住生活基本計画などの策定作業を進めている中で、町内の住宅の住み替え、あるいは住民の動向なども調査している状況があります。外から入ってくる方、中での移動、住民の総合的な移動の状況を踏まえて住宅政策を総合的に進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 3点、お伺いいたします。

ページ数は20ページの上の6款1項3目農業振興費ですが、828万9,000円ほど減額になっております。項目を見ますと、全ての担い手から経営体、ニューファーマーと減額になっております。こういうふうになったのはなぜなのか、それからその下に多面的機能、これもですね、これは項目として2つ目の質問ですが、2期目に入ってるはずなんです、今年度から。これですと前年よりかなり取り組みが少なかったということになりますが、なぜだったのでしょうか。

それから、その下の畜産振興費の工事請負費、おがくずリサイクル解体工事費、これは田畑にあるリサイクル施設だと思うんですが、解体になったいわれについて伺います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） まず、3目の農業振興費の減額の部分ですけれども、まず、いわてニューファーマーですけれども、これは当初新規就農1名見込んでおりましたが、結果的にことしの就農にならなかったために減額であります。

それから、担い手農業者経営支援対策、これも町単のほうですが、これも同じく1名就農の予定がありましたけれども、やはり今年度の就農に至らなかったと、相談には乗っているんですけれども、至らなかったということで減額ということになっております。

それから、経営体育成支援事業ですけれども、これは国庫の補助事業、機械導入でしたけれども、補助事業を目指しておりましたけれども、採択にならなかったために町単の事業で取り組んだというところであります。

それから、多面的ですけれども、多面的は今まで11協定ありましたけれども、今年度に2団体、取り組みをやめたということがございまして、その2地区は作業が大変という部分、それから地区内での理解不足というような状況もございまして取り組みを一時断念しているというところであります。

それから、おがくずリサイクル施設の、3つ目ですね、施設の解体工事ですけれども、もともと旧住田町農協より取得し堆肥づくりに活用しておりましたけれども、活用が終わったときに返還をする予定でありましたけれども、そのときには安全安心の事業とはまた違う形での利用ということもありましたので、一旦そのときに取り壊すのをやめまして、全ての使い方が終了して土地の利用者が解体してもいいという状況になったときに解体するという約束をしておりました。今回取り壊しとしたいということがございましたので、今回6月に設計の補正、今回工事の補正ということになっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） まず、最初のほうですが、大きな住田町の担い手対策ということでやってきているわけですが、何分高齢化ということもあります、やっぱり担い手不足が顕著にあらわれているわけですが、そういう中での個人から手を挙げてもらうのも結構ですが、町としてどういう担い手を育成していくかということも大事になると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

あと、それから多面的のほうですね。これ、なかなか継続をまとめかねたということがありますが、なかなか使い勝手が悪いということもあったようでございますが、再度また来年

度調整するという事は可能なのか伺います。

さらに、おがくずリサイクルのほうですが、答弁にもありましたが、安心安全農業のほうの目玉ということもありましたが、これもなしということになりますと、そういう町内での安心安全農業にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 1つ目ですね。どんな担い手を育成していくのかということですが、このニューファーマー、あるいは担い手は、とにかく農業に就業したいという方を支援するという制度でありますので、どういう農業をやりたいのかに対しまして支援をしていきたいというふうに考えております。ただ、食べていく農業が大切でありますので、できれば高私益な作物を取り組むような農業にぜひ進めていきたいものと考えております。

それから、多面的ですけれども、今年終わってしまいましたけれども、一つは取り組みをもう一度考えているところもございまして、その集団に関わりを継続して持っていきながら再度取り組みができるように進めてまいりたいと考えております。

それから、おがくずリサイクルですが、安全安心の農業は昨年にももう一度講座を開きたいということで取り組みを進めてきていた経緯がありますけれども、なかなか底辺が拡大できていないという状況であります。できる限り底辺拡大できるように希望があるところには直接職員等が行ったりして講座は開いておりますけれども、そういう活動を進めていきたいと考えております。今回のおがくずリサイクルの部分の堆肥づくりは、大分前に終了はしておりましたけれども、今回解体ということになるものであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 最後に1点だけ、多面的機能のほうですが、町内では多面的機能と同じ中山間地を合わせてやっている地区がかなりあります。これが4期20年ということで、ことし最終年度を迎えるわけですが、継続にはなってくると思うんですが、その辺の絡みをどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 中山間におきましても、状況は似たような状況だとは思いますが、今のところどこからも取り組みをやめるという話は聞いてございません。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今までも出てたわけですが、消防屯所の整備にかかわって1点目は、お伺いいたします。

ページの的には7ページの起債の廃止の消防屯所の整備事業ということに該当しますけれども、順次整備計画に従ってやっていくということなわけですが、私ども議会のほうで住民と議員との懇談会があって、例えばその愛宕とかあるいは曙の公民館をお借りしながらやるわけですが、この両屯所は、その消防の屯所とともに自治公民館も兼ねているというふうなわけです。そこで、現在の使い方といいますかね、見ますと2階のほうに集まる場所があって、なかなか高齢化もあって、上がってくるのも緩くないというような話が都度都度出るわけです。ここの曙、愛宕の屯所の整備については、どのような今後の考え方を持っているのか、まず、お尋ねをいたします。

それから2点目は、何度も出ておりますが、アフリカ豚コレラの侵入にかかわってお尋ねいたします。

アフリカ豚コレラのこの予防的殺処分を可能とする家畜伝染予防法の改正がこの来月の1月の通常国会に行われる見通しとなっております。そこで、この予防的殺処分にかかわって質問いたしますけれども、現在町内には飼養頭数で3万5,000頭あるということですが、これは万が一ですね、そのアフリカ豚コレラが町内に侵入したと、発生したという場合に、その殺処分というのがこれ必要になってくるわけですが、この殺処分についてはどのようなその場所とか方法とか、そういう想定をして対策が考えられているのかどうかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 消防屯所の部分につきましては、先ほど来、出ておりましたけれども、天嶽、愛宕、曙ということになっております。天嶽の部分については、そういう事情から保留というところであります。愛宕、曙の部分につきましては、コミュニティーの部分等兼ねているという事情があるということは承知しております。消防防災分野のみで考えるのであれば、もしかしたら別なところという発想もあるのかもしれませんが、そこは地域の実情というものを確認する必要があるんだろうなというふうには思っております。現段階ではそういった動きというものは出てないので消防等の再編の関係もございまして、それらの動きを見た中で判断していくことになるのではないかと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 殺処分の際の場所等ということでしたけれども、埋却する場所等につきましては、事業者と家畜保健衛生所が直接のやりとりで取り組んでおります。実際、侵入を許してしまったときに殺処分しなければならないというときには、当然町も関係はしてきますけれども、場所、それから殺処分の方法等については、その関係機関と事業者の連携という形になります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 消防屯所にかかわってですが、その愛宕、曙のほうですね、コミュニティの部分もあるということが、ここがここの特徴だろうと思うんですね。台風19号でいろいろ課題も見えてきましたが、今後昭和橋のかけかえになりまして、そうすると仮設の橋で歩行者専用という形になるわけですね。避難とか、そういうする場合に台風19号のようなこれ以上のものが来たときに、やはり避難をするとその仮設の橋を使って避難をするというのは、かなり難しくなると。そうすると今そのコミュニティと一緒に例えば曙のその屯所は、一時避難場所にもなっているんですね。指定になってるんですね。そういう意味で、やはりここはその現況といいますか、その地域の動きを見てということなのですが、ただ、そうも言ってもらえない事情が出てきております。ですから、ここは消防屯所とコミュニティをどういうふうにしてその町の中のですね、再編整備していくかという観点で進めていかなければいけないだろうというふうに私は思います。そういうところから、もう少し町のほうもかかわって、消防屯所絡みのところを整備していく考えがないのかどうかお尋ねをいたします。

それから、アフリカ豚コレラにつきましては、殺処分については事業者と家畜保健所で協議をしてやるということでもわかりました。いずれ山の奥のほうには、この家畜場といいますか、養豚業者があるわけですから奥というのは比較的水源地に近いということで、そこらのところも踏まえながら場所の選定等を協議していただければというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） さまざまな考え方、視点というものが必要になってくるんだろうなというふうに思っております。避難所の設定の部分につきましては、一般質問の際にもお答えしたかとは思いますが、今ある公共施設の活用がまずできないかということを考えていというふうに思っております。あとはハードの部分もそうですけれども、自助・共助というものが大切になってくるんだろうなと思います。避難所の設定とか、そういった部分

については、地域の話し合いのもとに設定を詰めていく必要があるというふうに思っております。そういった中で施設というものが必要ということもあるのかもしれませんが、時間をかけながらいろいろ詰めていくべきものだろうなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、議案第14号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第14号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万4,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,553万1,000円としようとするものです。

補正の内容について、2ページ第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をごらん願います。

初めに、歳入について御説明いたします。

5款1項他会計繰入金45万4,000円の増は、一般会計事務費繰入金の増であります。

7款1項雑入14万円の増は、資金管理のさらなる効率化等に係る国民健康保険制度関係業務事業補助金の増であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款1項総務管理費53万4,000円の増は、資格管理のさらなる効率化等に係る国民健康保険電算委託料の増が主なものです。

3款1項国民健康保険事業費納付金医療給付費分100万円の減は、一般被保険者医療給付費分納付金の減であります。

5款1項保健事業費6万円の増は、医療費通知等作成委託料の増であります。

8款1項償還金及び還付加算金100万円の増は、一般被保険者国保税過誤納還付金100万円の増であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、議案第15号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第15号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

歳出予算補正を第1表により御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ、歳出補正予算事項別明細書、2. 歳出をごらんください。

1款簡易水道費8万6,000円の増は、職員手当等27万8,000円の増、水道施設整備基金積立金122万6,000円の減、消費税98万4,000円の増が主なものであります。

2款公債費8万6,000円の減は、簡易水道事業債の減によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第17、議案第16号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 議案第16号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万4,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ8,859万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正を第1表により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2.歳入をごらんください。

4款繰入金110万4,000円の増は、下水道事業減債基金繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3. 歳出をごらんください。

1款下水道費117万1,000円の増は、職員給料62万3,000円の増、職員手当等37万4,000円の増、職員共済組合負担金17万円の増が主なものであります。

2款公債費6万7,000円の減は、下水道事業債の減によるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和元年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

○議長（瀧本正徳君） 日程第18、議案第17号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正

予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第17号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,084万9,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2. 歳入をごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金44万7,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）37万6,000円の増及び地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）7万1,000円の増であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金40万5,000円の増は、地域支援事業支援交付金の増であります。

5款県支出金、2項県補助金22万2,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）18万7,000円の増及び地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）3万5,000円の増であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金22万2,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）18万7,000円の増及び地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）3万5,000円の増であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3. 歳出をごらんください。

4款基金積立金、1項基金積立金39万9,000円の減は、介護給付費準備基金積立金の減であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業18万7,000円の増は、配食サービス業務委託料の増であります。

同じく5款地域支援事業、2項介護予防・生活支援サービス事業149万8,000円の

増は、介護予防ケアマネジメント業務委託料 27 万円の増及び介護予防・生活支援サービス給付費 122 万 8,000 円の増であります。

同じく 5 款地域支援事業、4 項その他諸費 1 万円の増は、審査支払手数料の増であります。以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました

◎日程第 19 発議第 1 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 19、発議第 1 号 国際リニアコライダー（ILC）の北上山地への誘致実現を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 発議第 1 号。

令和元年12月13日。

住田町議会議長、瀧本正徳様。

提出者、住田町議会議員、村上 薫。

賛成者、同じく、高橋 靖。同じく菅野浩正、同じく佐々木春一、同じく佐々木信一。

国際リニアコライダー（ILC）の北上山地への誘致実現を求める意見書。

上記の意見書案を、別紙のとおり住田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

なお、別紙意見書案については、朗読を省略します。

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨、説明を求めます。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 国際リニアコライダー（ILC）の北上山地への誘致実現を求める意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

国際リニアコライダー（ILC）の北上山地への誘致実現を求める意見書。

東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から9年を迎えようとしている中、各被災地において、早期復興に向けた住民生活の再生や産業・経済の再建及び都市基盤の再構築など、地域が一丸となって取り組んできたところであります。

しかしながら、復興は着実に進捗しつつも、人口減少や少子高齢化は大震災を機に一気に進行しております。

こうした中、国際リニアコライダー（ILC）の国内候補地として、研究者組織であるILC立地評議会により北上サイトが最適とされ、また、政府においても平成31年3月7日にILC計画に関する見解が示されたことにより、国内外における関係機関による活発な議論が進められるなど、誘致実現に向けた大詰めの段階を迎えております。

このILC誘致が実現された折には、世界最先端の大型実験研究拠点が形成されることにより、建設にかかわる直接的な経済効果はもとより、世界最先端の研究成果を活用したものづくり産業、医療分野の発展や新たな需要の創出など、多大な経済効果と雇用機会の増加をもたらすものである。

また、世界からの多くの研究者・技術者及びその家族が来訪、移住することにより、多文化共生社会が形成され国際化の進展や教育文化の向上など、その効果は多岐にわたり、復興後の持続可能な地域づくりに大きく貢献するものと考えている。

ILCは、被災した東北地方の復興と発展、そして持続可能な社会創生の大きな力となり、

東日本大震災からの復興の象徴となるものと考えことから、国は、国際リニアコライダーの建設を我が国が主導する国際プロジェクトとして位置づけ、国内誘致を世界に表明し、なおかつ、北上山地への誘致実現に向けた推進組織体制を早期に整えることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日、岩手県住田町議会議長、瀧本正徳。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか関係機関であります。

以上、御提案を申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号 国際リニアコライダー（ILC）の北上山地への誘致実現を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 国際リニアコライダー（ILC）の北上山地への誘致実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続調査申出（総務教民常任委員会）

○議長（瀧本正徳君） 日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務教民常任委員会委員長より所管事務調査について住田町議会会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第21 閉会中の継続調査申出（産業経済常任委員会）

○議長（瀧本正徳君） 日程第21、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

産業経済常任委員会委員長より所管事務調査について住田町議会会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第22 閉会中の継続調査申出（広報編集常任委員会）

○議長（瀧本正徳君） 日程第22、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

広報編集常任委員会委員長より所管事務調査について住田町議会会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第2回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後1時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員